

## 千歳市自主防災活動推進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項及び千歳市地域防災計画に基づき、町内会、自治会及びコミュニティ（以下「町内会等」という。）等による自主防災活動を推進し、その活動との相互連携を図ることにより、各種災害の防止及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災活動

地震、火山噴火、風水害、航空機災害、火災、その他の災害による被害を防止し、又は軽減するため、地域の実情に応じて町内会等が自主的に行う防災活動をいう。

(2) 自主防災組織

町内会等単位による自主防災活動を行うために編成する組織をいう。

### (自主防災組織の育成)

第3条 市長は、各種機会を捉え、千歳市地域防災計画第2章第2節「災害に強い組織・人づくり」の示すところにより、町内会等による自主防災組織の結成について働きかけるとともに自主防災組織の編成及びその活動等について所要の助言を行うものとする。

### (自主防災組織の規約及び活動計画等の策定)

第4条 市長は、自主防災組織を編成した町内会等に対し、規約及び活動計画等の策定を指導するものとする。

### (自主防災組織の登録)

第5条 自主防災組織を編成した町内会等を登録するものとする。

2 自主防災組織は策定した規約及びその他必要と認められる書類を市長に提出するものとし、その活動状況等を常に明らかにしなければならない。

### (活動支援助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき登録した自主防災組織に対して自主防災活動を推進するため、予算の範囲内で別に定めるところにより、自主防災活動支援助成金を交付することができる。

### (自主防災活動推進のための支援)

第7条 市長は、必要に応じ、自主防災活動を推進するため、市民及び町内会等を対象とした講習会、研修会等を実施するものとする。

2 市長は、関係機関等と調整し、自主防災組織が行う講習会、研修会等に必要な支援を行うものとする。

(防災リーダー)

第8条 市長は、第1条の目的を達成するため自主防災組織の結成、育成を行うことを目的に千歳市防災リーダー(以下「防災リーダー」という。)を設置することができる。

2 市長は防災リーダーの育成のため防災講座等講習会等を開催し教育を行うものとする。

3 防災リーダーは、市が行う総合防災訓練、講習会、研修会等に必要な支援を行うものとする。

(修了証又は認定証の交付)

第9条 市長は、前条第2項に規定する講習会等を受講した者に対し、防災リーダー認定証(様式1)を交付するものとする。

(防災訓練等の支援等)

第10条 市長は、自主防災組織からの要請に応じ、必要により関係機関の協力を得て、当該自主防災組織が行う防災訓練及び防災研修会等の支援を行うものとする。

2 市長は、市が計画実施する総合防災訓練等に自主防災組織の参加を求め、防災意識の啓蒙及び活動能力の向上を図るものとする。

(補 則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。

様式1 (第9条関係)

	<b>防災リーダー認定証</b>	
氏名	第 号	写 真
	年 月 日生	
上記の者を防災リーダーとして認定します		
	年 月 日	
北海道千歳市長 印		

備考 縦は5.5センチメートルとし、横は9.0センチメートルとする。